

2022年4月25日

中兵庫信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更のご案内

当金庫では、2020年7月に「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年7月1日以降に新規開設いただく普通預金口座を対象に導入させていただいておりますが、2022年7月1日(金)から2020年6月30日以前に開設された普通預金口座にも本取扱いの適用を開始させていただきます。

「未利用口座管理手数料」は、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解いただき変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象口座

現在	以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。
	① <u>2020年7月1日以降に開設された普通預金口座であること</u>
	② 最終取引日から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しや口座振替等のお取引がない口座であること（決算利息の元本組入れ、当該管理手数料の引落しは除きます）
	③ 該当の口座の残高が1万円未満であること
	④ 同一支店で、定期性預金または預かり金融資産（投資信託、保険、国債等）のお取引がないこと
	⑤ 同一支店で、お借入れがないこと
変更後	以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。
	① <u>普通預金口座であること（2020年6月30日以前に開設された口座を含む）</u>
	② 最終取引日から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しや口座振替等のお取引がない口座であること（決算利息の元本組入れ、当該管理手数料の引落しは除きます）
	③ 該当の口座の残高が1万円未満であること
	④ 同一支店で、定期性預金または預かり金融資産（投資信託、保険、国債等）のお取引がないこと
	⑤ 同一支店で、お借入れがないこと

※普通預金口座は、普通預金無利息型を含み総合口座も含まれます。

※紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

※2020年6月30日以前に開設された普通預金口座は、2022年7月1日以降2年以上入出金等がない場合に適用されます。

2. 未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客さまで前項の①～⑤の条件をすべて満たしたお客様については、事前に書面にてお届けのご住所に「預金口座ご利用のご案内」を送付させていただきます。約3か月経過後もお取引がない場合は、該当普通預金口座から年間1,320円(消費税込)の手数料を引落としさせていただきます。(※送付した「預金口座ご利用のご案内」延着又は到着しなかった時でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。)

なお、お客様の口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客様の口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を解約させていただきます。

また、未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はお応えいたしかねます。

3. 適用開始日

2022年7月1日

以上